

「「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 7 年 3 月
農林水産省経営局

「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）」及び「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）」の一部改正案について、令和 7 年 1 月 25 日から令和 7 年 2 月 23 日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報の募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、4 件の御意見が寄せられました。（なお、本改正案に直接関係しない御意見の提出が 4 件ありました。）

お寄せいただいた御意見の内容及びその考え方を別紙 1 のとおり取りまとめました。なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

また、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）」の一部改正については別紙 2 のとおり、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）」の一部改正については別紙 3 のとおり、制定することといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。